

## 薬剤師の果たすべき薬剤管理義務－ 5

薬剤師の管理過誤の影響は他の部署に及ぶ

○山本 大介<sup>1</sup>, 宮本 法子<sup>2</sup>, 鈴木 順子<sup>1</sup>, 喜来 望<sup>1</sup>, 鈴木 政雄<sup>3</sup>, 秋本 義雄<sup>4</sup>  
(<sup>1</sup>北里大薬, <sup>2</sup>東京薬大薬, <sup>3</sup>帝京平成大薬, <sup>4</sup>東邦大薬)

【論点】薬剤師以外にも多様な専門職が薬剤に触れることが多い病院の現況を鑑みたとき、薬剤師がその専門職能に基づいた積極的な薬剤管理を行う体制がなければ、医療事故を誘発しやすい。薬剤師は他の医療従事者に対する注意喚起を含め、院内の薬剤取り扱い上の動きまでも徹底して管理する責務を負う。

【検討事項】国立病院において、薬剤師がヌペルカイン(劇薬)とブドウ糖溶液等を同様の容器に調製し、劇薬である旨の標示を為さないまま滅菌し、その後の格納、払い出し等を事務員に委ね、最終的に病棟の看護師が薬剤取り違いに気づかぬまま静脈内注射を行い、入院患者が中毒死した事例。(S27・6・13 名古屋高裁金沢支部判決 昭27(う)29号 参照：高刑5巻9号1432頁)

【裁判所の判断・指摘】「薬剤師には薬事法の劇薬標示規定に従い、標示紙を貼付し且つ他薬との混同誤認を生じないよう措置すべき業務上の注意義務違反があり、特に多人数が職務を分担勤務する病院の環境では一段厳格な規律を要請される」  
薬剤師：懲役10月執行猶予2年 看護師：禁錮10月執行猶予2年

【考察】本件では、直接患者を絶命せしめた看護師に対する罪科に比べ、直接の行為者でもない薬剤師に、刑事特別法である薬事法上の刑事罰が適用され、更に重い判決が下されている。これは、医薬品の専門家ではない者に医薬品を受け渡す際の「注意喚起」情報としての「劇薬の標示」の意味を薬剤師が理解していなかったこと、薬剤師には自らの職責に基づき、他者の理解までも喚起し医療の安全を確保する義務があることを鋭く指摘するものと考えられる。薬剤師の責任による医薬品の管理とは、薬剤師以外の者が医薬品を扱う場合を念慮した管理・監督、全体制御が求められることを本判決は示唆していると考えられる。